

森林クラウドシステム及び森林整備関係オンライン申請システム構築に係る情報提供依頼（RFI）

令和8年3月6日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

1 目的

本県では、組織間・組織内での森林情報の一元管理・共有と行政手続きのオンライン化による施業計画や事務手続きの効率化を目的に、令和5年度から森林クラウドシステムを運用している。

現行システムは令和10年3月末で運用期間が終了するため、次期システムの構築を検討している。現行システムにはいくつか課題があり、オンライン申請による事務手続きの効率化等が実現できていない。この課題の解決を図るため、現在、次期システムの構築方法を2パターン検討している。検討を進めるに当たり、提供可能なソリューションの有無を把握し、仕様や予算規模等の参考とするため、情報提供を依頼する。

2 次期システム構築の背景

(1) 現行システムの課題

ア 大容量データの搭載

ファイル容量の大きい（概ね100MB以上）ラスターデータやSHAPE形式のデータ等は、利用者自らでシステムに搭載することができず、随時システム管理者への依頼が必要となるため、システムへの搭載に一定時間かかり、利用者間の即時共有が困難な状況である。

森林整備関係の行政手続きについては、オルソ画像を使用した手続きの省力化に取り組んでいるため、システムによる大容量データの送受及び管理を実現する必要がある。

イ オンライン申請

現行システムにおける利用環境のうちインターネット環境では個人情報を含むデータの搭載ができないため、行政（LGWAN環境）への申請に当たっては専用のエクセル様式に申請情報を入力し、行政にメール送付の上、システムへ取り込む流れになっており、オンライン申請による事務の効率化が実現できていない。

林業DXの推進に当たり、オンライン申請による事務の効率化は必要不可欠である。

<森林整備事業関係で取り扱う個人情報>森林所有者氏名、森林の所在地（地番）等

(2) 次期システム構築の方向性

(1)の課題の解決を図るため、次期システムの構築について以下の2パターン検討している。なお、個別の機能要件については3(3)に示す。

【パターン①】次期森林クラウドシステム構築（現行システムは廃止）

- ・現行システムの課題を解決する機能を搭載した森林クラウドシステムを構築する。

【パターン②】森林整備関係のオンライン申請に係る新システム構築（現行システムは継続利用）

- ・現行システムで活用中の機能は継続利用し、オンライン申請に特化した新たなシステム（主に森林経営計画の認定、造林補助申請、施業履歴の管理を行う）を新たに構築する。
- ・本システムにはGISを搭載する。位置情報を持つ申請データは、GISによる表示・編集・管理を可能とし、現行システムで管理する森林計画図（SHAPE形式）および森林簿（CSV形式）を取り込むことで、申請に係る施業地データとの重ね合わせ表示や検索を可能とする。

3 システム概要

(1) 基本方針

- (ア) 本県が保有する森林関係情報を一元的に管理し、組織内や組織間でのデータ共有・相互利用を可能とする。
- (イ) 利用者がシステム上で行政手続きの申請・届出・審査をすることを可能とする。
- (ウ) 本システムは、県、市町村、林業事業体等で共同利用する。利用団体毎に、原則同一の環境を提供し、各利用者向けの機能を有するものとする。
- (エ) 特に予備知識のない職員においても支障なく利用できるような操作性を備え、全利用者が継続して使いやすいシステムとする。
- (オ) 市町村や林業事業体等が、システムの利用者として参加する際、システム利用者が別途システム構築や改修を行うことなくシステムの利用を可能とする。
- (カ) 各利用者の利用環境（回線速度、端末の性能等）を理解した上で、ストレスなく業務が行える動作速度となるよう配慮する。
- (キ) 本システムは、LGWAN-ASP 又はインターネット回線又はその他により構築し、クラウド上に構築したサーバに接続するクラウドサービス型森林 GIS とする。なお、LGWAN-ASP の場合、県及び市町村は LGWAN 回線、林業事業体等はインターネット回線を利用する。
- (ク) 情報資産は、ISMAP 等の第三者認証を取得したクラウドサービスに配置し、十分な管理体制が確保された本県庁舎外の施設で管理する。また、維持管理コストの適正化と地震等による被災リスクの分散を図る。
- (ケ) 個人情報を含む情報の共有については、システムを利用する市町村および林業事業体等の閲覧も可能とするが、各機関の情報セキュリティポリシーに配慮する。
- (コ) システムのバージョンアップやソフトウェアの更新の必要が生じた場合でも、容易に追加費用なしで対応が行えるようにすること。
- (サ) 法改正、制度変更などに対応し、継続的な機能の拡充が行われること。
- (シ) 森林クラウドシステムに係る標準仕様書(森林クラウドシステム標準化検討委員会(林野庁補助事業))に準拠すること。

(2) セキュリティ要件

- (ア) 情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行い、速やかにパッチを適用する等、必要に応じたセキュリティ対策を行うこと。
- (イ) アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏えい、不正アクセス等を監視・防止すること。
- (ウ) 情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに被害拡大防止、原因特定等を行うこと。
- (エ) システム上の添付ファイルについては、利用者の業務要件やリスク評価に応じて、エンドポイント対策、ゲートウェイ対策、外部マルウェア対策製品等を組み合わせた運用により、添付ファイルの安全性を確保できること。当該サービスがファイルの実行環境を提供しないなど、プラットフォーム自体がマルウェアに感染・実行されるリスクが低い場合は、追加的なセキュリティ対策として任意に導入できるものとする。
- (オ) 森林クラウドシステムに係る情報セキュリティガイドライン(森林クラウドシステム標準化検討委員会(林野庁補助事業))に準拠すること。

(3) 機能要件

- (ア) システムへの搭載を想定する GIS の汎用的な機能を別紙 1 に示す。(パターン①、②共通)
- (イ) システムへの搭載を検討している個別機能を別紙 2 に示す。(パターンごとに搭載機能は異なる)

(4) システム利用者

次期システムの想定利用者は下表のとおり。

なお、現行システムの利用者は、県、17 市町村、17 林業事業体（アカウント総数 200 程度）。

利用区分			想定利用者数
審査者	県	12 部署（出先事務所含む）	160
	市町村	19 市町村	20
申請者	林業事業体等	20 者程度	30
	個人等	—	10

(5) 構築スケジュール

令和 9 年度 構築

令和 10 年 4 月 運用開始

※運用期間は 5 年間（令和 14 年度末まで）を想定。ただし、利用者が 4 月から円滑に利用できるように、運用開始の 3 か月以上前から全ての利用者に対して仮運用を開始する。

4 情報提供の手続き

(1) 提供資料

以下について、（様式 1）回答書によりメールにて御提出ください。

- ・ 貴社の概要
- ・ 提供可能なサービス・ソリューションの概要（資料を添付ください。）
- ・ 構築スケジュール案、他自治体での導入実績、その他提案
- ・ 概算見積り

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）から同年 3 月 23 日（月）まで

(3) 提出先・問合せ先

※質問は原則電子メールにて受付けます。

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話：0857-26-7300

メール：rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

5 注意事項

(1) 本情報提供依頼は、システムに関する内容や予算規模を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありません。本情報提供依頼への参加をもって、提案者に特別な配慮を行うことはありません。また、提供者においても将来的な入札への参加義務が生じることはありません。

なお、実際にシステムを調達する際には機能要件等の仕様が変更となる可能性があります。

(2) この情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提供者の負担でお願いします。

(3) 提供していただいた情報・資料について説明をいただける場合は、事前に連絡をお願いします。

(4) 提供していただいた情報・資料について、鳥取県より説明をお願いする場合があります。

(5) 提供していただいた情報・資料は、本目的のみに使用し、許可なく公表することはありません。